

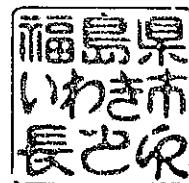
いわき市告示第184号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずる。

平成19年12月28日

いわき市長 櫛田 一 男



これは原本と相違ないことを証明する

平成20年1月7日

いわき市長 櫛田 一 男

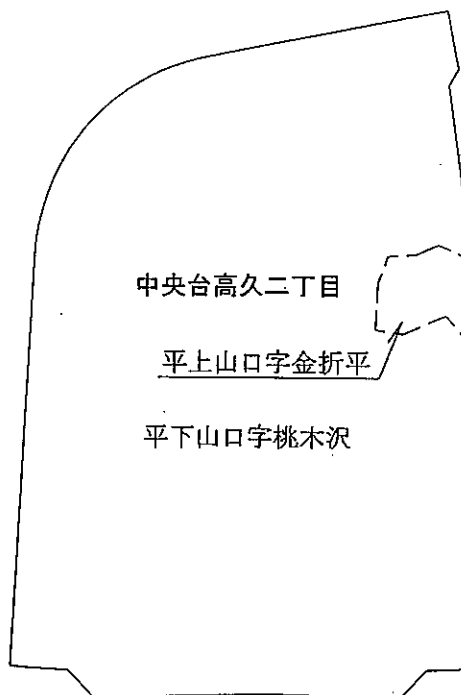


字 界 変 更 調 書

変更後の字名	変更前の字名	左に編入される区域
中央台高久 二丁目	平上山口 字金折平	24 の 4
	平下山口 字桃木沢	6 の 5、6 の 6、7 の 2、9 の 2、9 の 3、10 の 2、10 の 3、11 の 1から11 の 3まで、13 の 2、13 の 3、15 の 2、30 の 1、30 の 2、31 の 1、32 の 3、33 の 3

# いわき市平上山口及び平下山口字界変更区域

変更後	変更前
中央台高久二丁目	平上山口字金折平
	平下山口字桃木沢



凡 例	
———	新 字 界
- - - - -	旧 字 界